

温泉資源保護対策の在り方に関する論点

1. 現状

(温泉資源の状況)

○自噴ゆう出量の減少など、温泉資源枯渇のおそれの増大の可能性を示すマクロ指標が見られる。一部の温泉地では、資源枯渇と見られる現象も生じている。

【別紙1：温泉のゆう出量の経年変化】

【別紙2：資源の枯渇現象に関する最近の報道】

○温泉の過剰汲上げにより水位低下等が発生し、採取量を減少させて水位等が回復した事例がある。

【別紙3：集中管理方式導入に伴う水位の変化】

(許可制度の運用状況)

○掘削、増掘、動力（ポンプ）の設置は、都道府県の許可制。また、温泉資源保護のため必要な場合には、都道府県は採取制限を命令できる。

○不許可とする基準は、掘削等が「温泉のゆう出量、温度、成分に影響を及ぼすと認めるとき」と「その他の公益を害するおそれがあると認めるとき」。

【別紙4：温泉源の保護に関する許可基準についての裁判例の整理】

○都道府県の多くは、法に基づく許可制度の運用のため、また、独自の温泉資源保護対策のため、要綱等を定めている例が多い。

【別紙5：都道府県における温泉資源保護対策要綱等について】

○許可制度の的確な運用のために必要な、温泉の賦存量、水位等に関するデータや、温泉の汲上げによる影響に関する科学的知見が不足している。

2. 対応の在り方

＜温泉行政懇談会報告書における提言より＞

○温泉資源保護の仕組み（掘削等の許可、採取制限命令）について、見直しが必要。見直しの具体的内容は、なお検討が必要。

○温泉保護対策の基盤として、①温泉の水位、揚湯量等の継続測定、②掘削等に際しての影響調査の実施、などに取り組むべき。

○大深度掘削泉による温泉源や地盤環境への影響についての調査研究が必要。

〈更なる論点〉

○温泉資源保護の仕組みについて、どのような見直しを行うべきか。

《検討すべき主要要素》

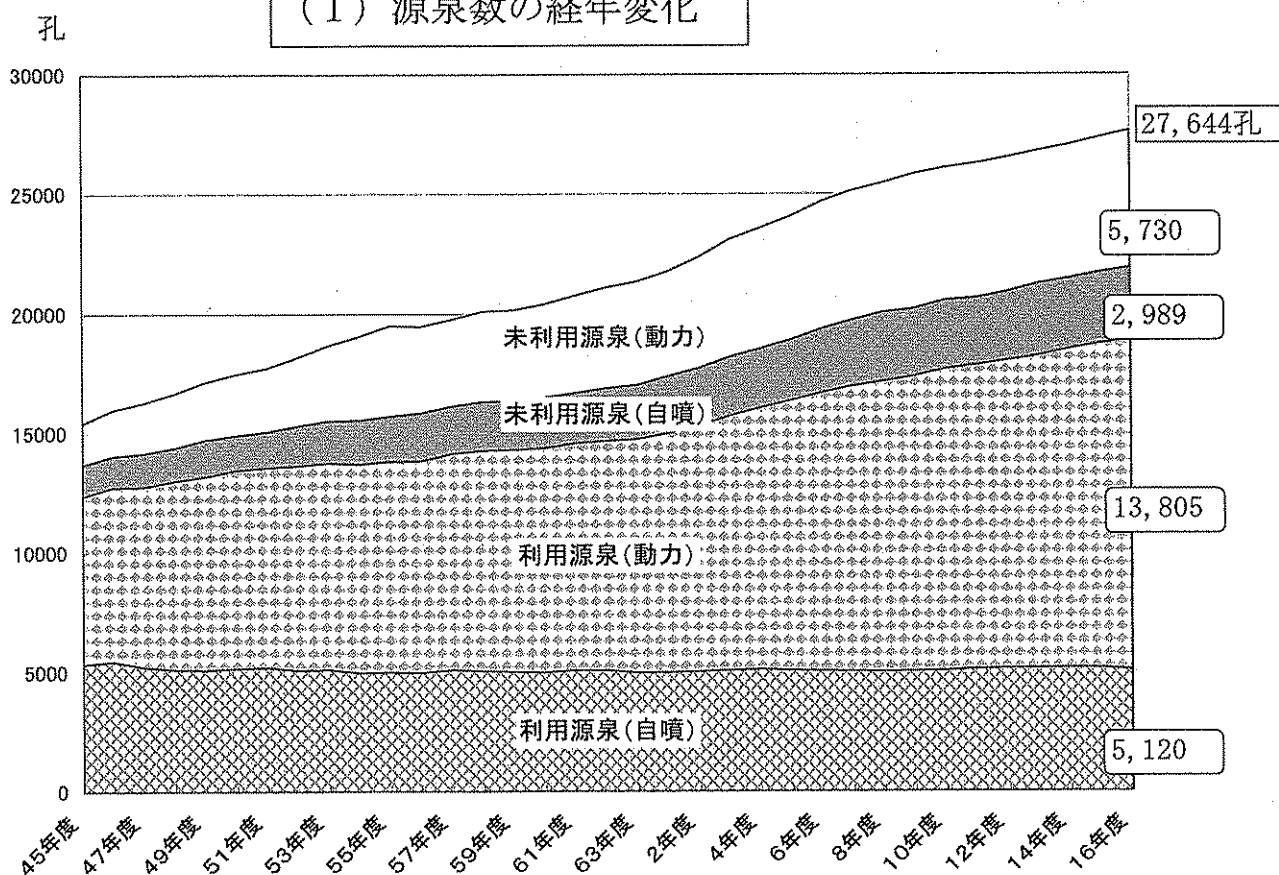
- ・見直しの形式（制度の見直し、「ガイドライン」の作成等）
- ・「ガイドライン」の内容
 - －基本的な考え方
 - －温泉保護区域、距離規制のあり方
 - －申請者による影響調査書の作成
 - －事後モニタリング
 - －温泉資源への影響以外の公益侵害の防止

【別紙6：温泉資源保護の仕組みの見直しについて（検討素案）】

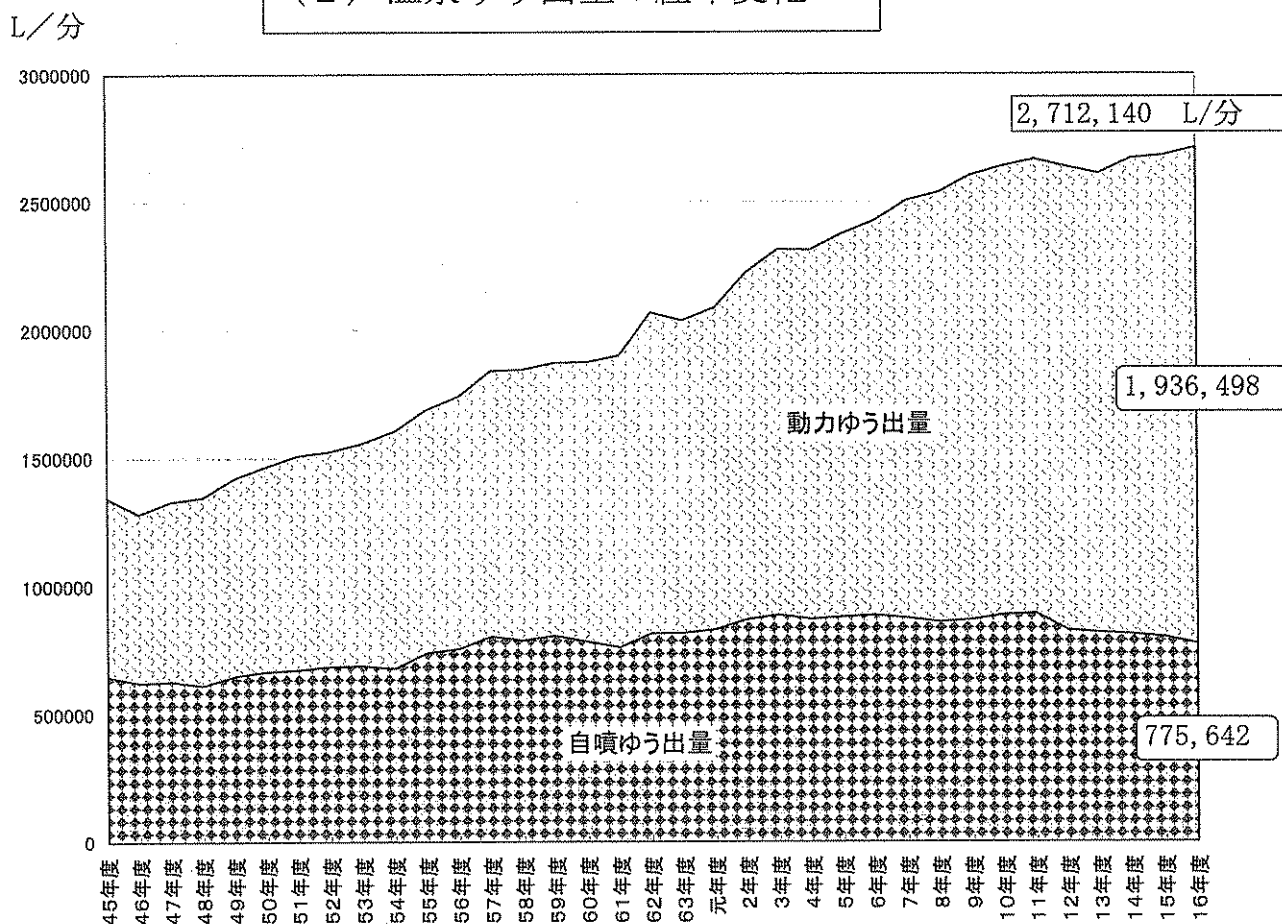
源泉数と温泉ゆう出量の経年変化

(別紙1)

(1) 源泉数の経年変化



(2) 温泉ゆう出量の経年変化

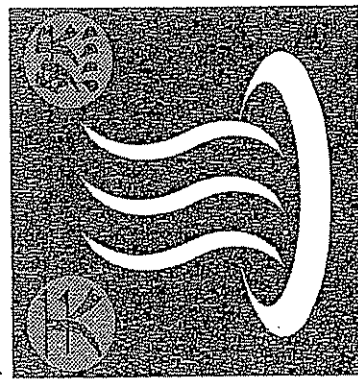


資源枯渇と見られる現象に関する最近の報道資料

(朝)

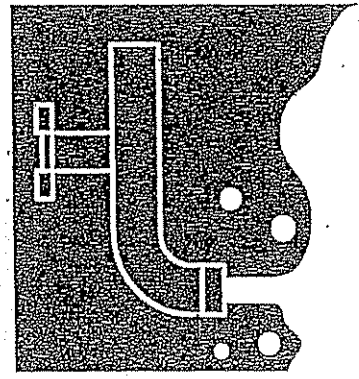
毎日新聞

2003年(平成15年)8月6日(水曜日)



泉

は

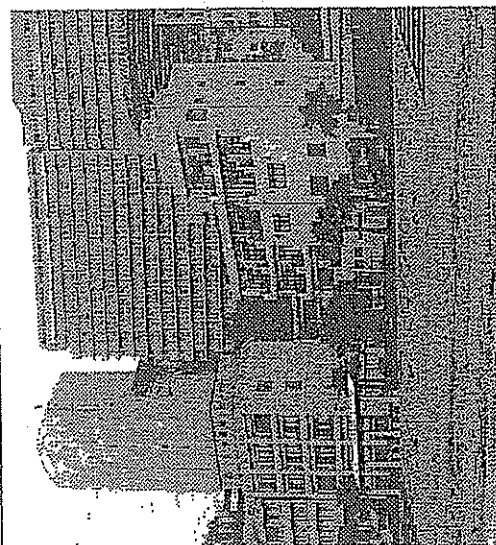


天然温泉を基の地熱による三河愛知定公園の「ボート地」愛知県吉良町の「吉良温泉」の源泉が約10年前に枯渇したことが明らかになった。だが、現在も地元観光組合は源泉の枯渇を利用者に公表せず、インターネットには泉質や効能を掲載、組合加盟の宿泊施設も水道を沸かすなどして営業を続けている。国県自然環境課は「天然温泉が枯渇したにもかかわらず、泉質や効能を公表していることが事実上の問題」として不当景品類及び不当表示防止等法違反の疑いで現地調査を開始する方針を決めた。(井上真)

愛知・吉良温泉

源泉枯渇に頭を抱える愛知県吉良町の吉良温泉

18宿泊施設でつくる吉良温泉観光組合や同町によると、源泉の所在地は同町吉良地区。放射能泉の冷泉(湯温1・9度)の天然温泉として1965年に県から許可を受けた。当時は宿泊施設は10カ所だったが、宿泊施設が増加した。だが、源泉の利用が増える



10年前に源泉枯渇...町、公表せず

に伴って湯量は減少、90年前後にほぼ枯渇した。地元ホテルなどが91年に新たな源泉を求めて掘削したが、湯量は確保できず、現在に至っている。

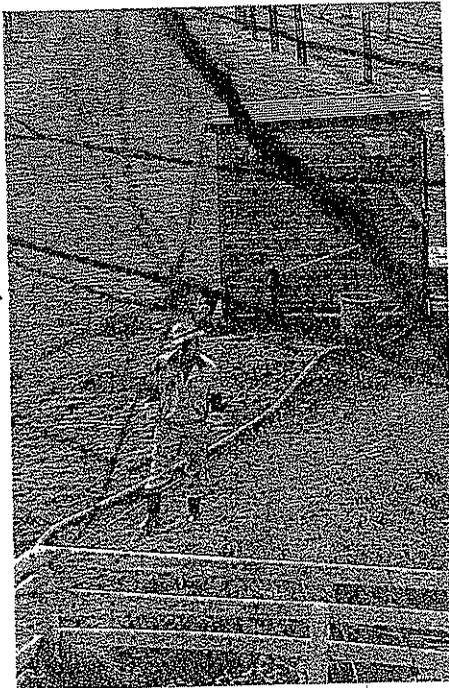
天然温泉を求めて同町の宿泊施設を利用する観光客は、不況の影響もあって98年の約5万人をピークに減少、昨年は約3万3000人に落ち込んでいる。組合側は新たな源泉開発を検討しているが、「設備投資費用の確保が困難で、具体的な掘削のメドは立っていない」といふ。

組合が現在もインターネットに「泉質は放射能泉。神経痛、リウマチなどに効果がある」と記載していることについて、早川雅美組合長は「新たな源泉を早急に確保しなければ、悪影響の大きさを心配して枯渇したことを公表できなかった」と弁明している。

一方、天然温泉を重要な観光資源として位置付ける町もホームページで「三河吉良温泉は冷泉に加熱。リウマチなどに効果がある」と記載していたが、毎日新聞の取材後に削除した。源泉枯渇を公表せず、観光PRを続けたこと



について、山本一義町長は「4月に初選はなかりで知らなかったと語っている」。



本紙記者の目の前で、川の水が泉源に引き込まれていた(4月29日)

川の水引き?「温泉」

北海道浦河町の第3セクターが運営する温泉で、泉源に近い小川から水を引き込んでいた疑いが持ち上がり、道や町の水質検査で、泉源が温泉の要件となる水温を満たしていないことが判明した。町は21日に記者会見し、再検査でも要件を満たさなければ「銭湯」にする方針を表明した。

北海道の3セク

「銭湯」に格下げへ

この施設は、乗馬体験施設「うらかわ優駿ビレッジAERU」の約1億5000万円をかけて温泉を掘削し、2000年から浦河温泉あえるの湯」として営業を始めた。昨年10月、この施設の運営にかかわる業者間の、札幌地裁での貸金返還訴訟で、温泉の管理を任されていた業者が小川から水を引き込んでいたことを告白した。湧水不足を補うためだったという。

今年4月29日午前4時ごろ、読売新聞記者も川からホースで水を引く作業を撮影。作業員は「一回だけ洗浄に使ったのを偶然見られた」と弁明した。

同町と道は、今月12日に川水と泉源水を検査。27度とされていた水温は、温泉の基準(25度)を下回る約13度しかなく、温泉認定の要素となる19の成分も所定量に達していなかった。

昭和18年7月23日(旧)

読売(朝刊、38面)